

火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示案 新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
○火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示（平成二十四年経済産業省告示第十四号）

改 正 案	現 行
一〇三十五（略） 三十六 電流緊急遮断器であつて、次の要件を満たすもの イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一五グラム以下であること。 ロ 電気点火により、ピストンを押し出し、導電板を切断することにより電流を遮断する構造であること。 ニ 外殻は、防錆性を有する材質であること。 ホ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。 ヘ 燃焼室は、気密性を有し、爆発及び燃焼により塑性変形しない材質であること。 ト 作動後のピストンは固定され、燃焼室内の残ガスが外部に漏れないものであること。 三十七〇四十四（略） 四十五 着衣型又はヘルメット型エアバッグガス発生器（压力容器付きのものに限る。）であつて、次の要件を満たすもの イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・二八	一〇三十五（略） 三十六 電流緊急遮断器であつて、次の要件を満たすもの イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一一五グラム以下であること。 ロ 電気点火により、ピストンを押し出し、導電板を切断することにより電流を遮断する構造であること。 ニ 外殻は、防錆性を有する材質であること。 ホ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。 ヘ 燃焼室は、気密性を有し、爆発及び燃焼により塑性変形しない材質であること。 ト 作動後のピストンは固定され、燃焼室内の残ガスが外部に漏れないものであること。 （新設）

グラム以下であること。	ロ 圧力容器封板開放装置は、電気点火により、圧力容器の封板を開放する構造であること。	ハ 火薬を再度充填することができず、再使用できない構造であること。	ニ 圧力容器封板開放装置の外殻は、防錆性を有する材質であること。	ホ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。	ヘ 未使用のエアバッグガス発生器を回収する方法を、その表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示するとともに、付属する取扱説明書に記載すること。ただし、エアバッグガス発生器を用いる着衣型又はヘルメット型エアバッグ及び当該エアバッグに付属する取扱説明書に表示又は記載する場合は、この限りではない。